

25 - 10 保健医療事業

1 現行のまま新市に引き継ぐもの

(1) 保健センター

保有機能は、組織機構や保健師の配置等を合わせ合併後1年程度で統合を調整。

2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの

(1) 乳幼児医療費助成（市町村助成）

北海道の助成制度及び3市町共通の助成制度に統合するが、合併後3年程度で音別町の現行制度（拡大分）を段階的に調整。

(2) 老人医療費助成

65歳から69歳の医療費助成は北海道助成（平成19年度で終了予定）に統合。

(3) 乳幼児健康診査

合併後1年程度で各種健診の開催方法、内容等を調整。
また、集団及び個別診査の両方受診できる体制を整備。

(4) 予防接種

合併後1年程度で地域に合わせた集団及び個別接種方法を検討。
また、委託先は現行の継続を基本とし、委託料を統一。

なお、インフルエンザの個人負担額をワクチン代の実費相当額とし、1回につき1,050円に統一。

3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

(1) 各種ガン検診

現行を引き継ぐが、集団及び個別検診の両方ができる体制、個人負担の設定、これまでの経過を尊重した委託方式を調整し、釧路市の制度に統合。

(2) 人工透析患者通院交通費助成

釧路市の制度（釧路地方腎友会に補助：行政50%、自己負担50%）に統合するが、当分の間は現行のままとする。